

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くとともに、法令を遵守し、お酒をより一層楽しめる豊かな社会生活に貢献したいと考えております。株主をはじめ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等への社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理と法令遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月改訂後のコード(プライム市場向け原則除く)に基づき記載しています。

【補充原則1-2】(議決権の電子行使と招集通知の英訳)

【補充原則3-1】(英語での情報開示・情報提供)

現在、議決権行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を含む英語での情報発信は実施しておりませんが、今後の株主構成等も踏まえて対応を検討いたします。

【補充原則2-3】

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は経営の重要課題との認識を持っており、さらに積極的・能動的に取り組んでいくため、今後サステナビリティを巡る課題に対応する体制の構築を検討してまいります。

【補充原則3-1】

当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。サステナビリティの取り組みについては、環境に関する要素に加え、人的資本や知的財産への投資等の社会に関する要素の重要性が指摘されている点も踏まえて開示することを検討しております。

【原則4-2】(取締役会の役割・責務(2))

【補充原則4-2】(経営陣の客観性・透明性ある報酬決定手続きとインセンティブ報酬の導入)

当社の報酬制度は現状、経営陣のうち取締役に対しての報酬は固定報酬のみで構成され、業績に連動した報酬や株式報酬の導入は行っておりません。

報酬の決定方法は下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】、原則3-1()の記載の通り決定しております。

なお、当社は業績連動報酬の導入等を重要な課題として認識しておりますので、今後、グループ指名・報酬諮問委員会にて検討してまいります。

報酬の決定方法は下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】、原則3-1()の記載の通り決定しております。

【補充原則4-2】

当社グループのサステナビリティに関する方針及び具体的な取組みについては、現在策定中であります。また、人的資本・知的財産等への経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略等も検討し、今後、その進捗状況についても、取締役会で定期的にフォローして、状況の確認を行いながら進めてまいります。

【原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、活発で建設的な意見交換及び迅速な意思決定が図られるよう、社外取締役を含め取締役会の員数を9名以内とすることとしております。また、監査役の員数については、社外監査役を含め3名以内としております。

本日現在、当社の取締役は社内取締役3名、社外取締役2名の合計5名であり、知識・経験・能力をバランス良く備えた人材で構成され、その規模については適正であると認識しております。ジェンダー等の多様性については、女性の社外取締役を選任しており、今後も多様性の確保という視点を意識し、取締役候補者の選定に努めてまいります。

また、当社の監査役は、社外監査役3名(うち常勤の監査役1名)の合計3名となり、適切な経験・能力・知識を有する者が選任されております。社外監査役の1名は税理士の資格を有し、1名は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する十分な知見を有する者が選任されております。

当社は、現在のところ取締役会の実効性にかかる具体的な分析や評価については行っておりませんが、毎年、取締役会の実効性向上や取締役会の改善点等について、社内取締役と社外取締役が適宜意見交換を実施しております。取締役会全体の実効性の分析・評価及びその結果の開示については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法を含め検討してまいります。

【補充原則4-11】(取締役会全体の实効性評価)

当社は、現在のところ取締役会の実効性にかかる具体的な分析や評価については行っておりませんが、毎年、取締役会の実効性向上や取締役会の改善点等について、社内取締役と社外取締役が適宜意見交換を実施しております。取締役会全体の実効性の分析・評価及びその結果の開示については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法を含め検討してまいります。

【原則5-2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、当社グループに係る中期経営計画を策定しておりますが、収益力や資本効率等に関する具体的な指標を含め、現時点では公表を控えて

おります。中期経営計画の適切な公表時期につきましては、引き続き、検討してまいります。

【補充原則5 - 2】

当社では、事業内容や経営戦略、経営方針等について有価証券報告書に記載しておりますが、【原則5-2】に記載の通り中期経営計画は開示しておらず、事業ポートフォリオの基本方針等についても公表を控えております。現在、経営環境等も慎重に見極めながら、経営方針や事業ポートフォリオの見直し等について取締役会で協議・検討を重ねており、当社としての方針を明確に示せるタイミングで、中期経営計画の開示とともに検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値を高めるため、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しております。

当社は、取締役会において、取引関係の維持強化等の保有目的を総合的に勘案し、企業価値の向上に継続して貢献していることの確認及び評価を行い、継続保有の可否について検証しております。検証においては、政策保有株式について個別銘柄ごとに事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性、売上高推移及び配当金等の経済合理性を具体的に精査しております。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、様々な事情を考慮したうえで適時適切に売却いたします。

なお、議決権行使の賛否の判断については、重要な不祥事、経済合理性及び企業価値向上に大きく影響を及ぼすと判断した議案などを勘案し、議案ごとに個別に社内手続きを行っております。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、規程に従い適切に管理しております。また、社外役員を中心に構成されるグループ関連当事者取引諮問委員会を設置しており、その取引の妥当性について検証し、取締役会において審議した上で行う仕組みとしております。2022年3月期はグループ関連当事者取引諮問委員会の活動として、1回開催し、全員が出席しました。(委員会出席者:池田勝彦(委員長)、辻谷公夫、中谷登、山田裕士、筆野力、田島安希彦)

なお、子会社との取引実施の際は、当社社内規程で定める手続きに従って、取締役会等で承認を得ることとしております。また、その取引の状況については、グループ財務経理担当が取引の内容、金額等を把握するほか、会計監査人が確認する体制となっております。

グループ関連当事者取引諮問委員会(2022年6月29日時点):村田恒子(委員長)大島孝之、中谷登、山田裕士、筆野力、前垣内洋行)

【補充原則2 - 4】

当社グループは、多様性を受容し、性別・国籍・入社時期に関係なく、積極的且つ継続的に人材の採用及び役職への任用を行い、多様な視点や経験等を経営に活かしております。具体的には、2022年6月29日現在、当社の管理職比率はグループ全体で、女性管理職6.2%、中途採用管理職69.4%、外国人管理職0%という状況です。

今後は女性の活躍推進に向けて、キャリアステージに関係なく働きやすい職場環境を整え、意欲と能力の高い女性スタッフが活躍できるように教育や支援を継続してまいります。また、当社は、指導的地位にある女性の比率を2030年度末までに30%という政府目標を支持し、性別に関係なく優秀な管理職の登用を行います。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は企業年金制度として、確定給付企業年金制度を導入しておりませんが、福利厚生の一環として、従業員自らが投資内容を選択できる確定拠出年金制度を設けております。

運営管理機関として第一生命株式会社に委託し、従業員に対して、アプリや映像等の利用推奨により啓発しております。

また、年金制度の担当部署はグループ経営管理部であり、担当者として、確定拠出年金をはじめとする公的・私的年金全般にわたる基本的な知識を有する社員を当社グループ内に配置し、加入者への投資教育、豊かな老後のためのライフプランの提案や研修を行っております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

WEBサイトにおいて、「カクヤスグループの想い」として、経営理念や事業方針、それらを支える従業員の行動規範等について開示しております。URL: <https://www.kakuyasu-group.co.jp/>

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」における、「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬は、公平性を担保するためにその算定方法の決定に関する方針の額及びその算定方法の決定に関しては、担当領域の責任に応じた水準とすることを方針としており、毎月支給される固定報酬のみで構成されております。詳細につきましては、本報告書の「取締役報酬関係」報酬等の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりです。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任及び社内から取締役候補者としての指名を行う際には、社内取締役1名と社外取締役2名から構成されるグループ指名・報酬諮問委員会においてそれぞれ職務における能力や実績だけでなく、人格に優れた者を候補者として選定を行い、取締役会に対して提案いたします。取締役会では、その提案について十分に審議し、決定することとしております。

社外取締役・社外監査役につきましては、退任する社外取締役・社外監査役の経験や知見を考慮すると同時に、留任する社外取締役・社外監査役とのバランスに配慮し、かつ人格に優れた者を候補者として、選定する方針としております。

また、経営陣幹部のうち取締役の解任については、当社の役員服務規定に違反した場合、取締役の選定基準を満たさなくなった場合等、解任すべき正当な理由が判明したときは、取締役会で公正、透明かつ厳格な審議のうえ、法令に従い株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

その他経営陣幹部の解任については、解任すべき正当な理由が判明した場合に取締役会に解任議案を上程し、公正、透明かつ厳格な審議のうえ、取締役会の決議をもって解任いたします。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明につきましては、株主総会参考書類に「取締

役・監査役候補者とした理由」を記載し、開示いたします。

【補充原則4 - 1】(経営陣への委任の範囲)

当社は、取締役会において決議、報告すべき事項を「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「職務権限・決裁事項明細表」に定めております。例えば、持株会社として、当社グループの経営戦略及び経営管理に係る事項等は、取締役会において十分に審議のうえ、決議を得ることとしております。取締役会の決議を要しない事項については、「職務権限規程」及び「職務権限・決裁事項明細表」に基づいて、事業の執行経験を豊富に有する取締役等に決定権限を委譲しており、効率的かつ機動的な意思決定を行う体制を構築しております。

また、取締役等に決定権限を委譲した事項のうち一定の重要事項については取締役会報告事項とし、取締役会は、適切に監視、監督を行っております。

<取締役会決議事項の例>

- ・法令又は定款に定める事項
- ・職務権限・決裁事項明細表に定める事項
- ・その他業務の執行に関する重要事項

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は独立役員を選任にあたっては、「当社の事業の持つ特性を十分理解しており、経営判断が一般株主に与える影響の広がり」を十分察知できること、「上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていること」、さらには「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」を総合的に検討することとしております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理にとらわれない客観的視点をもって率直な意見を述べるができる人物を選定しており、取締役会においては、忌憚のない意見を述べるができるように配慮しております。

【補充原則4 - 10】(任意の指名・報酬委員会の設置)

当社は、取締役会の諮問機関として、2名の独立社外取締役を含む3名のグループ指名・報酬諮問委員会を設置しております。グループ指名・報酬諮問委員会では、取締役及び主要な経営陣の候補者の指名、解任、また、取締役の報酬額の決定について、ジェンダーや多様性、スキルの観点についても適切に助言を頂きながら透明性・公平性を確保して、取締役会への答申を行っております。

【補充原則4 - 11】(取締役会の全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社では、取締役会における議論・意見交換をさらに活性化させるために、特に社外取締役のバックグラウンドを多様化させております。現在、当社の取締役会は、取締役3名、社外取締役2名の合計5名で構成しておりますが、取締役の選任は、候補者の有する多様な視点、経験や知識を踏まえたうえで、取締役会の諮問機関であるグループ指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会の決議に基づき候補者の指名を行っております。なお、各取締役のスキル・マトリックスは、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11】(役員の兼任状況)

当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 14】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

取締役・監査役が、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になる事業・会社環境の理解やコーポレート・ガバナンス等に関する知識を向上させるために必要な機会の提供、費用の支援等を行います。特に社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、コンプライアンス及び経営に関する有用な情報を提供します。また、社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容、取り組みの状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、事業所や物流センターの見学、担当役員からの説明等を行います。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主や投資家の皆さまとの建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

() 当社は、財務経理担当の取締役を株主や投資家の皆さまとの対話全般の統括者として指定しております。経営幹部が対話に参加するとともに、グループ経営管理部をIR担当部門として、株主や投資家の皆さまとの対話の充実に向けに能動的なIR活動を行ってまいります。

() グループ経営管理部は各子会社と相互に連携を図り、決算発表、株主総会などの株主や投資家の皆さまとの対話において正確な情報提供に努めてまいります。

() 株主や投資家の皆さま向けに第2四半期・期末に決算説明会を開催し、代表取締役が直接ご説明することとしております。また、ホームページ等において決算説明会資料や事業報告書等を開示し、積極的な情報開示に努めてまいります。

() 株主や投資家の皆さまとの面談を通じていただきました意見を集約して、定期的に取締役会並びに監査役会にフィードバックすることで今後の企業経営に活用してまいります。

() 対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、「適時開示規程」にて未公開の重要情報に関する取扱いを定めるとともに社内に周知徹底を行うことで、フェア・ディスクロージャーを徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SKYグループホールディングス	4,543,700	48.79
伊藤忠食品株式会社	750,000	8.06
三菱食品株式会社	750,000	8.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	539,300	5.79

カクヤス従業員持株会	423,015	4.54
麒麟麦酒株式会社	216,000	2.31
アサヒビール株式会社	210,000	2.25
サッポロビール株式会社	210,000	2.25
サントリー酒類株式会社	210,000	2.25
岡村 茂樹	106,400	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社SKYグループホールディングス (非上場)

補足説明

大株主の状況は、2022年3月31日現在の株主名簿によるものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である株式会社SKYグループホールディングスを含むグループ各社との取引については、複数の独立社外取締役を含んだグループ関連当事者取引諮問委員会を設置し委員会にて同社からの独立性確保も踏まえ取引の必要性、取引条件の妥当性、取引の規模等を十分に検証した上で取締役会にて意思決定を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社からの独立性確保について、上場子会社の経営について親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、取締役会を中心として上場子会社独自の意思決定・経営判断に基づき事業展開を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大島 孝之	他の会社の出身者													
村田 恒子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 孝之			社外取締役大島孝之は、物販・店舗運営事業に関する知見を活かし、当社の経営に対する監督を行っていただくとともに、知見に基づく業務執行への助言、ステークホルダーの視点に立った意見等をいただくことを期待し、さらに、上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていることから選任しました。また、同氏が相談役と社外取締役を務める株式会社ベルク及びイーサポートリンク株式会社と当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。
村田 恒子			社外取締役村田恒子は、企業法務・コンプライアンスに関する知見を活かし、当社の経営に対する監督を行っていただくとともに、知見に基づく業務執行への助言、ステークホルダーの視点に立った意見等をいただくことを期待し、さらに、上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていることから選任しました。また、同氏が社外役員を務める株式会社ミルボンと株式会社東京精密、サンフロンティア不動産株式会社と当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	グループ指名・報酬 諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	グループ指名・報酬 諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

グループ指名・報酬諮問委員会は、取締役等の指名や報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の実効性の確保を図るべく、独立社外取締役を過半数とする3名以上で構成されております。また、株式会社カクヤスグループの企業価値の向上及び経営戦略の実現のために、事業を変革し成長を牽引する社長等のリーダーの後継者選定及び報酬決定プロセス等に関する審議を継続的に実施し、取締役会に答申致します。また、委員ではありませんが、社外有識者1名がオブザーバーとしてグループ指名・報酬諮問委員会に参加しております。

2022年3月期のグループ指名・報酬諮問委員会の活動として、4回開催し、全ての開催において全員が出席しました。取締役候補者の選任や子会社取締役候補者の選任などについて活発な議論を実施し、取締役会に答申しました。

・グループ指名・報酬諮問委員会(2022年6月29日時点):佐藤順一(委員長)、大島孝之、村田恒子

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の執行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、常勤監査役は、グループ内部監査室との定期会合を原則毎月開催し、監査計画、職務執行状況及びその監査結果などについての情報を共有し、必要に応じてグループ内部監査室の意見を聴取する等の連携を図っており、その結果を監査役会に報告しています。

さらに、監査役会は、会計監査計画立案時および会計監査終了後に、会計監査人及びグループ内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人より監査計画と職務の執行状況並びにその結果について報告を受け、情報・問題点の共有及び意見交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中谷 登	他の会社の出身者													
山田 裕士	税理士													
筆野 力	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷 登			中谷登は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務の分野において培われた経験と経営分野における高い専門知識を有しており、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。
山田 裕士			山田裕士は、税理士の資格を有しています。また、長年にわたり酒税行政に携わった専門的な知識と経験に関する高い見識も有しており、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。
筆野 力			筆野力は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験に関する高い見識を有しており、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の選任にあたって、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことその他、「当社の事業の持つ特性を十分理解しており、経営判断が一般株主に与える影響の広がりや十分察知できること」、「上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていること」、さらには「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」を総合的に検討することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

なし

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

なし

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2022年3月期に社外取締役を除く取締役に対して支給した役員報酬額は、取締役6名に対して総額111百万円であります。また、社外役員に対しては、取締役及び監査役合わせて7名に38百万円を支給しております。

(注) 1. 上記、員数及び報酬等の額には、2021年6月25日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれておりません。

2. 新型コロナウイルスによる業績への影響を受け、代表取締役については役員報酬の50%、取締役については30%、社外取締役及び社外監査役については10%を減額しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等 >

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてグループ指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、グループ指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・報酬体系及び報酬決定プロセス

当グループの取締役報酬は、公平性を担保するためにその算定方法の決定に関する方針の額及びその算定方法の決定に関しては、担当領域の責任に応じた水準とすることを方針としており、毎月支給される固定報酬のみで構成されております。具体的には、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与等を総合的に勘案し、取締役会で一任を受けた取締役会長佐藤順一がグループ指名・報酬諮問委員会で審議された内容を十分に尊重し、意見を求めながら個別報酬額の最終決定を行います。佐藤順一が最終決定を行う理由は、当グループ全体業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、長年の代表取締役経験や、酒販業界の豊富な知見を有している取締役会長の佐藤順一が最も

適しているからであります。取締役会は、当該権限が取締役会長によって適正に行使されるよう、グループ各社の取締役の報酬決定プロセスの透明性評価等についてグループ指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制についてはグループ経営管理部が、また、社外監査役へのサポートは監査役専従スタッフ1名が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くとともに、法令を遵守し、お酒をより一層楽しめる豊かな社会生活に貢献したいと考えております。株主をはじめ、お客様、お取引様、従業員、地域社会等への社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理と法令遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

・「取締役会」

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名と社外監査役3名の計8名で構成されております。

月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督・監視等を行っております。なお、取締役総数に占める社外取締役の割合は40.0%であり、経営監視機能維持の観点から適正な水準であると判断しており、今後もその水準を保つ方針であります。

・「監査役会」

当社の監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、定例及び随時に開催しております。各監査役は、取締役会への出席のほか様々な社内会議への陪席も行っていきます。また、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。

また、監査役相互間の情報の共有化を図るとともに、監査役会で策定した監査計画に基づき、報告の聴取など取締役の業務執行および従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

・「内部監査」

社長直属のグループ内部監査室(室長および室員2名の合計3名)が年度計画に基づき、当グループに対する業務監査を実施し、公正・客観的な立場から監査を行っております。

・「会計監査」

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人としては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士

芝田 雅也

村上 淳

なお、監査業務を執行した公認会計士について、継続監査年数が7年を超える者はおりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者3名及びその他9名であります。

・「三様監査」

監査役監査、会計監査、内部監査は三者の連携の重要性に鑑み定期・随時に連携を行っております。

・「グループコンプライアンス委員会」

グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じてコンプライアンス遵守の体制整備状況や社内の公益通報の確認及び違反事例についての再発防止対策等の報告を受け、また、その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して提言を行っております。

・「グループリスク管理委員会」

グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じて事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直し、リスク管理の体制整備や取組状況の報告を受け、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しております。また、有事においては本委員会が統括して危機管理を行います。

・「グループ関連当事者取引諮問委員会」

取締役会の諮問機関として、カクヤスグループ関連当事者取引諮問委員会規程に基づき、社外役員を中心として構成され、社外取締役を委員長とするグループ関連当事者取引諮問委員会を設置し、同規程及び関連当事者取引管理規程に基づき、関連当事者取引の開始にあたっての事業上の必要性、取引条件の妥当性を検証し、その結果を取締役会において報告しております。また、関連当事者取引が継続している場合には、最低1年に一度、直近の取引実態を踏まえての、事業上の必要性、取引条件の妥当性を検証し、その結果を取締役会において報告しております。

・「グループ指名・報酬諮問委員会」

取締役会の諮問機関として、カクヤスグループ指名・報酬諮問委員会規程に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役等の指名及び報酬等について審議することにより、社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。さらに、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進することを目的として、関連当事者との取引に関する客観性・独立性のある委員会として、取締役会の諮問機関としてグループ関連当事者取引諮問委員会を設置しております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を開催するものとします。
 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は法定発送日より早く発送する事を心がけております。また、東証TDNet及び当社ホームページにおいて発送前開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席頂けるよう可能な限り集中日を避けて開催日を設定する様配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様にご満足いただける議決権行使の方法を検討していく方針です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の皆様にご満足いただける議決権行使の方法を検討していく方針です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を含む英語での情報発信は実施しておりませんが、今後の株主構成等も踏まえて対応を検討いたします。
その他	株主総会では、映像等を利用して事業報告を行い業績や事業状況の理解促進に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、株主・投資家の皆さまに透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めております。 当該ディスクロージャーポリシーについては、当社WEBサイトに掲載しております。 https://www.kakuyasu-group.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の個人投資家の持株比率を踏まえ、開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回実施するほか、適宜個別ミーティングを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の持株比率を踏まえ、開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社WEBサイトに「株主・投資家情報」のページを設置し、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、決議通知などを掲載します。 https://www.kakuyasu-group.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	(適時開示、IR担当部署)グループ経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示するという上場企業としての責務を果たすため、当社は適時開示規程を制定しており、当社の株主、投資家、及びそのほかの利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業を通じ当社グループが果たす責任として、お酒に纏わるさまざまな問題に対して対応する相談窓口の支援をしております。東京都の事業で「ながら見守り連携事業」に参加しており地域に密着した車による防犯を実施しております。また、地域の安全活動への参加などに積極的に取り組んでおります。 詳細は当社WEBサイトに掲載しております。 https://www.kakuyasu-group.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法定開示制度・適時開示については、適切な情報開示に努めています。投資家判断に影響を与えらると思われる情報については、平等に入手出来る様迅速に開示してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めております。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条4項6号)

当社は、取締役が国内外の法令、定款、社会規範、倫理等を遵守(以下「コンプライアンス」という)した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有します。

監査役は取締役の行動が法令定款に違反しないことを監視します。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役に報告します。

当社は、社外取締役を選任し、第三者の立場から経営への監督を受け、また、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言及び提言体制として、社外取締役、社外監査役及び取締役等によるグループ関連当事者取引諮問委員会、並びに社外取締役等によるグループ指名・報酬諮問委員会等を設置しております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条1項1号)

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の職務執行にかかる情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年以上は閲覧可能な状態を維持することとします。その他業務執行に関わる書類についても、文書管理規程に則り保存及び管理を行うこととします。

取締役、監査役、グループコンプライアンス委員会及びグループ内部監査室は、常時これらの文書等を閲覧できます。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条1項2号)

当社のリスク管理は、有事に向けてはグループリスク管理規程を定めて危機管理を行っております。また、短期・中長期のリスクに関しても、重要なものは経営課題として、その対応状況をグループリスク管理委員会にて確認し、取締役会に提言いたします。

グループ内部監査室は、会社の危機管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役に報告します。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条1項3号)
 - (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時及び必要に応じて適宜臨時に開催します。
 - (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。
 - (3)当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。
 - (4)グループ内部監査室は、当社の事業活動の効率性及び有効性について監査を行います。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条1項4号)
 - (1)当社のコンプライアンスの管理は、グループ経営管理部の法務担当を中心として、法令の洗い出しや、順法の運営体制を整備しております。
 - (2)グループ内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況の点検を行います。(3)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、重要報告及び内部公益通報制度があります
- 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条1項5号)
 - イ.子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1)当社が定めるグループ会社管理規程に従い、子会社の取締役は営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社取締役会に対して定期的に報告を行います。
 - (2)子会社の取締役及び業務を執行する社員は、法令違反その他職務執行上の重要な事項を発見した場合には、速やかにグループ経営管理部に報告するものとします。
 - ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制当社グループのリスク管理は、グループリスク管理規程に定めるとおり、リスク管理にかかわる組織としてグループリスク管理委員会を設置しております。グループリスク管理委員会は、グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じて事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直し、リスク管理の体制整備や取組状況の報告を受け、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しております。また、有事においては本委員会が統括して危機管理を行います。

なお、グループ内部監査室は、子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果は必要に応じ取締役会、監査役に報告します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、子会社において取締役会を定時及び必要に応じて適時臨時に開催します。(2)子会社の取締役の決定に基づく業務執行については、各子会社の組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。
- (3)子会社において必要な場合には、執行役員制度を導入し、取締役会がこれを監督します。執行と監督の分離により効率的な執行を行います。
- (4)当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。
- (5)グループ内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行います

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループのコンプライアンス体制の管理は、カクヤスグループコンプライアンス委員会規程に定めるとおり、コンプライアンス管理にかかわる組織として、グループコンプライアンス委員会を設置しております。グループコンプライアンス委員会は、グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じてコンプライアンス遵守の体制整備状況や社内の公益通報の確認及び違反事例についての再発防止対策等の報告を受け、また、その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して提言を行っております。
- (2)グループ内部監査室は、子会社のコンプライアンス遵守の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。(3)当社は、子会社の役職員が当社のグループ経営管理部または外部の専門家等に対して直接通報を行うことができる当社の内部公益通報窓口を整備します。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条3項1号、2号)

監査役は、当社職員に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受けないものとします。

8 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条3項3号)

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条3項4号)

イ.取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務または業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について監査役に報告するものとします。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

ロ.子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務または業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について直接又は子会社統括部署である経営管理部を通じて監査役に報告するものとします。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

10 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条3項5号)

当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

11 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条3項6号)

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

12 その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条3項7号)

内部公益通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を根絶するため、反社会的勢力対応規程に従い、主管部署たるグループ経営管理部が反社会的勢力排除に関するマニュアルの策定及び反社会的勢力に係わる対応窓口業務、その他関連する業務を統括します。また、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との基本契約に反社会的勢力の関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し、徹底します。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

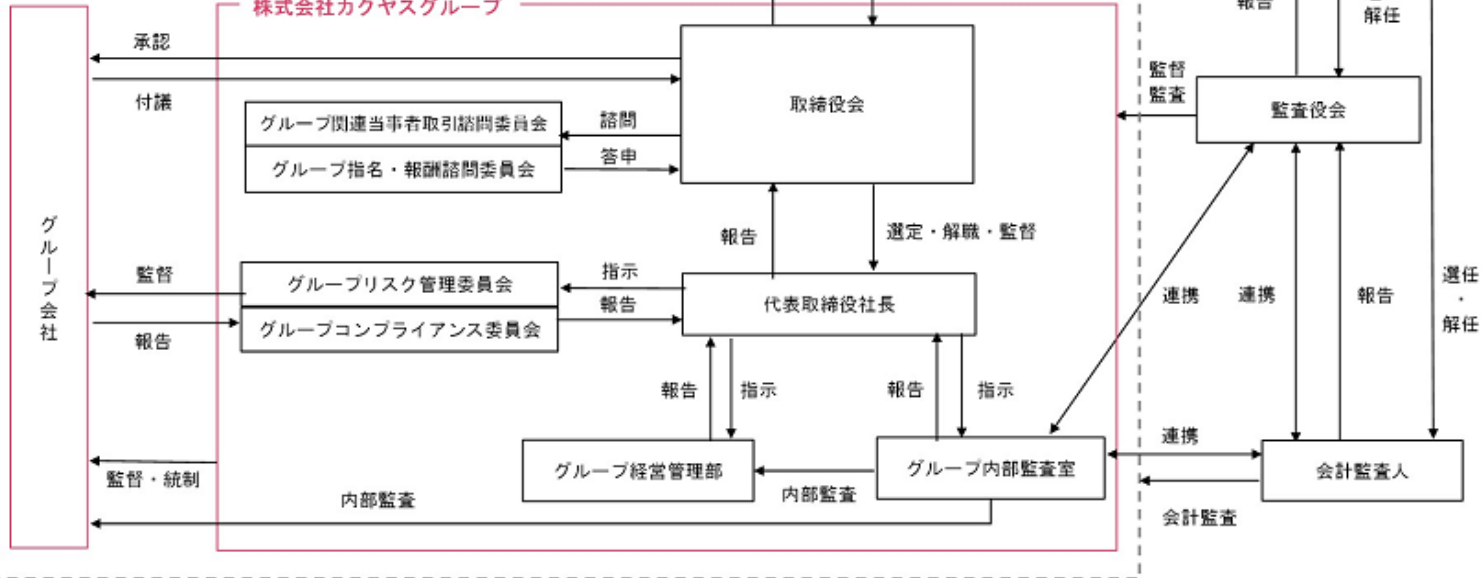
該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会

当社グループ

株式会社カクヤスグループ



【別紙】情報開示体制図

